

# 栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和4年5月24日(火)

午後1時～

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

(栃木市市民交流センター)

1階 大交流室

栃木市生活環境部保険年金課

## 令和4年度第1回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和4年5月24日(火)午後1時～

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 会議録署名者指名

6 議 事

(1) 会長及び職務代理者の選挙について 資料1

(2) 令和4年度事業計画（案）について 資料2

(3) その他

7 閉 会

## (1) 会長及び職務代理者の選挙について

公益代表委員のうち、栃木市議会から選出された委員が、市議会議員の任期満了に伴い、本協議会委員を令和4年4月24日に失職したため、現在、会長及び職務代理者が不在であることから、新たに会長及び職務代理者を選出するもの。

任期は、令和4年5月24日から令和6年6月30日までとする。

会 長	
職務代理者	

## 【参考】

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## 栃木市国民健康保険規則（抜粋）

（選挙）

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

（任期）

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

第6条～第8条 略

（議長）

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともにかけた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

## 令和4年度事業計画（案）

開催日	内 容
令和4年 5月24日	第1回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 会長及び職務代理者の選挙について (2) 令和4年度事業計画(案)について (3) その他
7月下旬	第2回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 令和3年度国民健康保険特別会計決算について (2) 令和3年度データヘルス事業の実績について (3) その他
10月19日	国保運営協議会委員研修会の開催（宇都宮市文化会館） （県国保連合会、県運営協議会長会主催）
令和5年 1月下旬	第3回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 令和5年度国民健康保険特別会計予算(案)について

※上記のほか、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合があります。